国の債権に係る情報の公表

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
（東日本大震災復興特別会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位:百万円）

	平成27年度								平成28年度								平成29年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	216,994	37,185	179,809	182,961	10,258	2	172,702	–	853,924	40,726	813,198	818,482	9,243	–	809,238	–	768,901	38,010	730,891	733,246	3,878	–	729,368	–
備　考	■主なもの (目)返納金債権　110,639 (目)公共事業費地方負担金債権　70,342			■主なもの (目)返納金債権　108,994 (目)公共事業費地方負担金債権　70,171					■主なもの (目)損害賠償金債権　616,094 (目)返納金債権　107,671			■主なもの (目)損害賠償金債権　616,092 (目)返納金債権　107,594					■主なもの (目)損害賠償金債権　568,952 (目)公共事業費地方負担金債権　81,513			■主なもの (目)損害賠償金債権　568,950 (目)公共事業費地方負担金債権　81,416				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。)第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位:百万円）

	平成27年度末現在額										平成28年度末現在額										平成29年度末現在額									
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分				一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分				一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分		
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計				
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類																														
(款)公共事業費負担金収入	170	–	170	–	–	–	170	–	–	576	–	576	–	–	–	576	–	–	96	–	96	–	–	–	96	–	–
(項)公共事業費負担金収入	170	–	170	–	–	–	170	–	–	576	–	576	–	–	–	576	–	–	96	–	96	–	–	–	96	–	–
(目)公共事業費地方負担金債権	170	–	170	–	–	–	170	–	–	576	–	576	–	–	–	576	–	–	96	–	96	–	–	–	96	–	–
(款)附帯工事費負担金収入	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	190	–	190	–	–	–	190	–	–
(項)附帯工事費負担金収入	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	190	–	190	–	–	–	190	–	–
(目)公共事業費受益者等負担金債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	190	–	190	–	–	–	190	–	–
(款)雑収入	33,864	11	6,924	4	26,923	15	33,848	–	–	34,866	61	3,322	15	31,467	77	34,789	–	–	35,368	–	1,236	65	34,066	65	35,302	–	–
(項)貸付金等回収金収入	32,217	–	5,294	–	26,923	–	32,217	–	–	34,788	–	3,321	–	31,467	–	34,788	–	–	35,302	–	1,236	–	34,066	–	35,302	–	–
(目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	18,249	–	4,524	–	13,725	–	18,249	–	–	20,907	–	2,819	–	18,087	–	20,907	–	–	21,982	–	1,121	–	20,860	–	21,982	–	–
(目)災害援護貸付金債権	13,967	–	769	–	13,197	–	13,967	–	–	13,881	–	501	–	13,379	–	13,881	–	–	13,319	–	114	–	13,205	–	13,319	–	–
(項)雑収入	1,646	11	1,630	4	–	15	1,630	–	–	78	61	0	15	–	77	0	–	–	65	–	0	65	–	65	0	–	–
(目)返納金債権	1,644	10	1,630	3	–	14	1,630	–	–	76	61	0	14	–	75	0	–	–	64	–	0	64	–	64	0	–	–
(目)延滞金債権	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	1	–	–	–
(目)損害賠償金債権	1	0	–	0	–	1	–	–	–	1	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
合　計	34,034	11	7,095	4	26,923	15	34,018	–	–	35,442	61	3,898	15	31,467	77	35,365	–	–	35,655	–	1,523	65	34,066	65	35,589	–	–

※1　計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

※2　百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「–」で表示している。

（付表）

平成27年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	–	–	9	2	9	2	（目）返納金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	–	–	9	2	9	2	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	–	–	–	–	–	–	

（付表）

平成28年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）								
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

（付表）

平成29年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし